(9) 無電柱化の推進

道路の防災性の向上，安全で快適な通行空間の確保，良好な景観の形成や観光振興の観点からの無電柱化を推進している。平成 28 年 12 月には，「無電柱化の推進に関する法律」が施行され，令和 8 年 6 月に法律に基づく新たな「第３次無電柱化推進計画」を策定した。今後，無電柱化推進計画に基づき，多様な整備手法の活用や低コスト手法の普及拡大，占用制度の的確な運用等により，より一層の無電柱化の推進を図ることとしている。

①欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状

	無電柱化率	備考
ロンドン	100%	UKPN 資料『UKPN SI1 tables 2021-22』による 2021 年の状況（ケーブル延長ベース）
パリ	100%	海外電力調査会調べによる 2023 年の状況（ケーブル延長ベース）
香港	100%	国際建設技術協会調べによる 2004 年の状況(ケーブル延長ベース)
シンガポール	100%	『POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPORE, CIRED2001, Singapore, 2001』による 2001 年の状況(ケーブル延長ベース)
台北	96%	台北市道路管線情報センター資料による 台北市区の 2015 年の状況（ケーブル延長ベース）
ソウル	53%	『韓国電力統計 2023』による 2022 年の状況 (ケーブル延長ベース)
日本全国	1%	国土交通省調べによる 2024 年度末の状況 (道路延長ベース：高速道路を除く)
東京都	6%	
東京 23 区	9%	
大阪市	6%	
東京 23 区	48%	電気事業連合会調べによる 2025 年度末の状況（ケーブル延長ベース）
大阪市	46%	

②無電柱化推進計画

令和８年度を初年度とする新たな「無電柱化推進計画」（令和８年６月2日　国土交通大臣決定）では、必要性の高い代表的な区間・地区について無電柱化整備完了率等の目標を定め、その進捗・達成状況を確認。

【計画指標】

分類	対象	母数	指標	
			初期値	目標値
防災	優先整備区間の無電柱化計画策定率	約4,700km	68% （約3,200km）	概ね完了 （約4,700km）
	優先整備区間の無電柱化整備完了率	約4,700km	31% （約1,500km）	41% （約2,000km）
	市街地等の第一次緊急輸送路の無電柱化計画策定率	約10,000km	70% （約7,200km）	概ね完了 （約10,000km）
	市街地等の第一次緊急輸送路の無電柱化整備完了率	約10,000km	55% （約5,600km）	61% （約6,250km）
安全	特定道路における無電柱化計画策定率	約4,450km	50%	57%
	ゾーン30プラス地区内の通学路における無電柱化計画策定地区数	263地区	5地区	55地区
景観・観光	世界文化遺産周辺の無電柱化計画策定地区数	104地区	49地区	58地区
	重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化計画策定地区数	129地区	69地区	80地区
	歴史まちづくり計画における重点区域の無電柱化計画策定区域数	141地区	67地区	79地区

③緊急輸送道路等における電柱の占用禁止措置等

【新設電柱の占用禁止措置】

占用禁止措置済みの緊急輸送道路等（道路延長）（R8.3.31までに告示）			
	直轄国道	都道府県管理道路	市町村管理道路
約97,000km	約22,000km	約61,000km	約13,000km

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

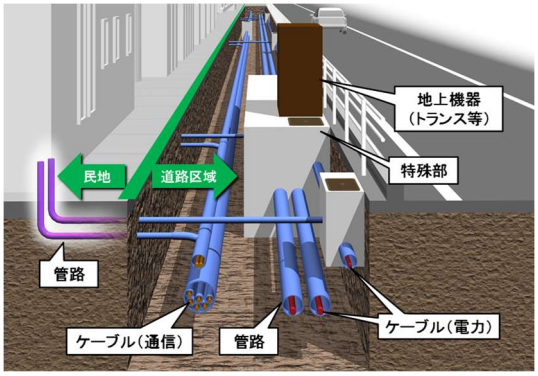
【既設電柱の占用禁止措置】

高速のインターチェンジから広域防災拠点等の区間を中心に、令和7年度末までに約48kmを指定。

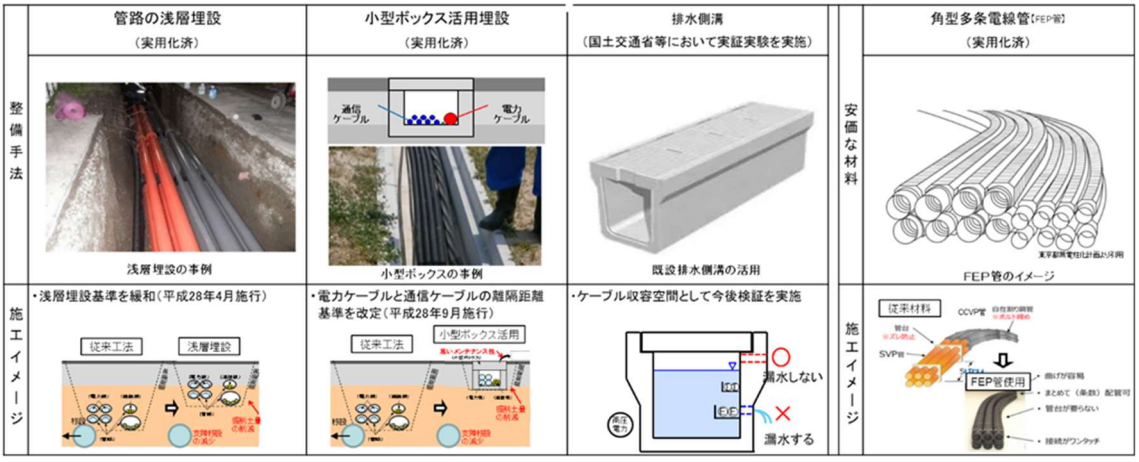
【沿道区域届出勧告制度】

高速のインターチェンジから広域防災拠点等の区間を中心に、令和7年度末までに、約142kmを指定。

④低コスト手法の取組



電線共同溝（イメージ）



⑤防災・減災に資する道路等の無電柱化の促進に係る特例措置

（固定資産税）

対象施設	電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等	
特例措置の内容	道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域	課税標準４年間1/2
	上記以外の緊急輸送道路	課税標準４年間3/4
特例期間	３年間（令和７年度～令和９年度）	